

令和7年度 幼児教育アドバイザー（架け橋期コーディネーター）訪問支援事業実施要項

滋賀県幼児期教育センター

1 目的

県内の幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設等（以下、「幼児教育施設」という。）や小学校、義務教育学校（前期課程）（以下、「小学校等」という。）、市町幼児教育主管課、市町教育委員会の要請を受け、幼児教育アドバイザー（架け橋期コーディネーター）（以下、「幼児教育アドバイザー」という。）が幼児教育施設や小学校等を訪問し、参観等を通して助言や支援等を行い、保育・教育内容の質の向上および幼保小接続の充実に努める。

2 支援内容

- ・幼児教育施設や小学校等からの要請を受け訪問し、保育・教育内容および幼保小接続の充実にに向けた助言や支援等を行う。
- ・市町幼児教育主管課および市町教育委員会が主催する研修会等において保育・教育内容および幼保小接続の充実にに向けた助言や支援等を行う。

3 対象

県内すべての幼児教育施設および小学校等、市町幼児教育主管課、市町教育委員会

4 訪問者

訪問は、幼児教育アドバイザーが行う。必要に応じて、滋賀県幼児期教育センター（以下「センター」という。）担当職員が対応する場合や同行する場合がある。

5 実施期間

令和7年6月2日（月）～令和8年2月27日（金）

6 訪問日程・参加者

- ・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分までとし、1回の訪問のめやすは2時間から6時間とする。その他の場合は相談に応じる。
- ・研修の休憩は、必要に応じて随時とする。6時間以上の研修の場合は、必ず45分の休憩をとること。
- ・【別表1】を参考にして、幼児教育施設や小学校等の実情に合わせて設定してください。
- ・参加者の人数・構成は、幼児教育施設や小学校等の状況に応じて設定する。

7 申込等について

(1) 申込時期

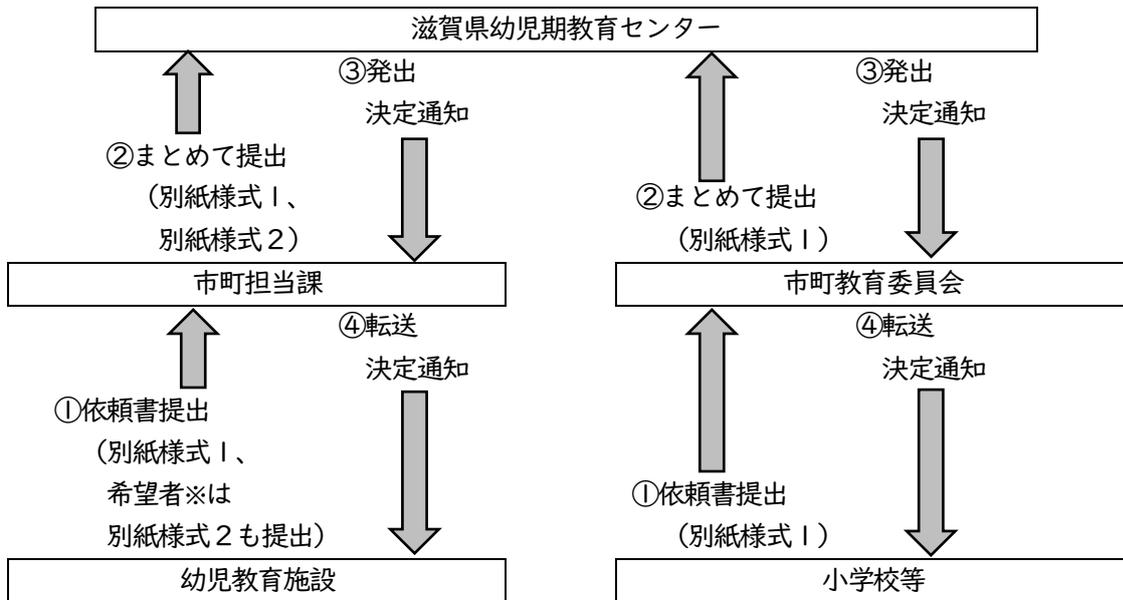
- ・年2回（前期5月・後期9月）募集する。
※年度を前期（6月～9月）・後期（10月～2月）に分け、希望の集約、日程調整を行う。
※募集期間が過ぎても、随時申し込みの相談に応じる。
※年間を通じて複数回申し込む場合は、事前にセンターに相談の上、申し込むこと。

(2) 申込方法及び締切

- ①訪問支援を希望する幼児教育施設や小学校等は別紙様式1を市町担当課または市町教育委員会に提出する。滋賀県保育士等キャリアアップ研修（幼児教育分野）として受講を希望する場合は、別紙様式2を併せて提出する。（詳細は別紙「令和7年度滋賀県保育士等キャリアアップ研修（幼児教育分野）の取扱いについて」のとおりであるため、内容を十分に確認した上で申し込むこと。）また、市町の研修会等についても別紙様式1を提出する。

- ②市町担当課または市町教育委員会は、全ての別紙様式1、別紙様式2をセンターあてメールで提出する。
 【前期申込締切】令和7年5月15日（木） 【後期申込締切】令和7年9月4日（木）
 ※市町担当課または市町教育委員会は、別紙様式1、別紙様式2の依頼内容等を十分確認した上で提出すること。
- ③日程調整後、センターから決定通知を市町担当課または市町教育委員会に通知する。
- ④市町担当課または市町教育委員会は、センターからの決定通知を幼児教育施設や小学校等へ通知する。
 ※申込多数の場合は、対応できないこともある。その場合は、令和6年度に本支援事業を受けていない幼児教育施設や小学校等、市町幼児教育主管課、市町教育委員会を優先して調整する。

【手続きルート】



※滋賀県保育士等キャリアアップ研修（幼児教育分野）としての受講希望者

(3) その他

- ・幼児教育施設の取りまとめは、市町が担当窓口を決定し、当該市町担当課が行う。
- ・小学校等からの希望の取りまとめは、市町教育委員会が行う。
- ・市町の研修会等の取りまとめは、市町担当課または市町教育委員会が行う。

8 経費

県幼児教育アドバイザーの訪問支援に係る経費（謝金や旅費等）はセンターが負担する。

9 その他

- ・別紙様式1「各施設依頼書」に基づき、アドバイザーを派遣するので、「希望する参観クラス・参加者」や「希望する支援内容」、「当日の流れの希望」等できるだけ具体的に記入する。
- ・決定後、よりよい支援を行うために、依頼書に記載されている「希望する支援内容」に基づき、センター担当者およびアドバイザーと直接相談の上、決定する。また、保育・授業参観を希望する場合は、事前に保育・授業指導案（略案可）を3日前（土・日・祝日を除く）までにアドバイザーに事前に送付する。また、研修会の資料等がある場合も事前に送付する。
- ・（別紙）「専門分野に対する支援内容」については、内容を確認の上、具体的な支援方法についてはセンターと相談する。
- ・訪問支援を受けた幼児教育施設および小学校等は、訪問後2週間以内に別紙様式3「事後アンケート」を市町担当課または市町教育委員会を通じてセンターに提出する。
- ・本事業で得た保育・教育の質の向上に役立つ情報は、県内の保育・教育の実践として、関係機関の承諾を得た上で、活用する場合がある。

【別表1】 日程および内容

	例1 午前・午後 計4時間	午前：参観 午後：園内研修	例2 午後 計3時間	午後：参観、園内研修 (授業研究会)
午前	10:00～10:15	打合せ		
	10:15～12:00	保育参観		
昼食	12:00～12:45	昼食など休憩		
午後	12:45～13:15	園内研修準備	13:30～13:50	打合せ
	13:15～14:30	園内研修	13:50～14:35	保育(授業)参観
	14:30～14:45	まとめ、振り返り	14:35～15:00	園内研修(授業研究会)準備
			15:00～16:20	園内研修(授業研究会)
			16:20～16:30	まとめ、振り返り

※時間や保育(授業)参観するクラスについては、各校園の実情に合わせて設定してください。

<p>【担当】 滋賀県幼児期教育センター(滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課) TEL 077-528-4661 E-mail youji@pref.shiga.lg.jp</p>
--